

## 堺市地域介護サービス運営協議会の設置について

### 【設置の趣旨】

平成18年4月からの介護保険の制度改正に伴い、市町村には、「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」の二つの庁外委員会の設置が義務付けられました。

「地域包括支援センター運営協議会」と「地域密着型サービス運営委員会」について、厚生労働省が示す両会の委員構成がほぼ同じであることから、両会の共通の目的である「地域の介護サービス等の充実」の実現を図るものとして、両会の2つの機能を併せ持つ協議会を新たに設置しました。

- 1 名称：堺市地域介護サービス運営協議会
- 2 役割：地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること  
地域密着型サービス事業所の指定等に関すること
- 3 委員定数 20名（現在14名）
- 4 委員任期：3年（介護保険事業計画の期間と同様）
- 5 施行日：平成18年4月1日
- 6 委員改選：平成24年4月1日

## 地域包括支援センター運営協議会設置の国基準

### ●運営協議会の構成

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長が選定する。（構成員は非常勤、再任可。）

- ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体※等  
※医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（1号及び2号）
- ③ 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業を担う関係者
- ④ 地域ケアに関する学識経験を有する者

### ●運営協議会の役割

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
  - ・センターの担当する圏域の設定
  - ・センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
  - ・センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
  - ・センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
  - ・その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの運営に関すること
- (3) センターの職員の確保に関すること
- (4) その他の地域包括ケアに関すること

## 地域密着型サービス運営委員会設置の国基準

### ●運営委員会の構成

運営委員会の構成員については、地域の実情に応じて市町村長が選定する。

- ① 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- ③ 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- ④ 地域における保健・医療・福祉関係者
- ⑤ 学識経験者 等

### ●運営委員会の役割

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定について市町村長への意見具申
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価
- (4) その他市町村長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項